

地方財政審議会付議（説明）案件

令和7年4月15日（火）

（案件名）

- ・ 地方債制度について（説明案件）

自治財政局 地方債課
新納補佐（内23394）

地方債制度について



総務省

令和7年4月

自治財政局地方債課

地方債の定義

	地方債	国債
原則	<p>地方財政法 (地方債の制限) 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。) に要する経費の財源とする場合</p> <p>二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)</p> <p>三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合</p> <p>四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合</p>	<p>財政法 第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p>
例外	<p>地方財政法第5条に規定する経費以外の財源とする場合は、別途法的措置が必要。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎対策事業債 → 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条(平成22年度からソフト事業経費も対象) ・臨時財政対策債 → 地方財政法第33条の5の2 ・旧合併特例事業債 → 市町村の合併特例に関する法律 	<p>赤字国債を発行する場合には、毎年度特例公債法を制定(※)</p> <p>※ 現在は、令和3年の特例公債法により、令和7年度までの赤字国債発行の特例を規定。</p>

地方債の機能

① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

③ 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

④ 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済政策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

地方債同意等基準等について

1. 地方債同意等基準（告示）

「地方債同意等基準」は、総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの

地方債同意等基準において示されている主な事項

- ・ 地方債同意等基準の策定方針
- ・ 地方債協議等のスケジュール
- ・ 協議団体に係る同意基準（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
- ・ 事業区分ごとの対象事業
- ・ 協議の手続
- ・ 許可団体に係る許可基準
- ・ 財政再生団体に係る許可基準

【参考】地方財政法（昭和二十三年法律第百九号） 抄

第五条の三 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め…、これらを公表するものとする

2. 地方債同意等基準運用要綱（副大臣通知）

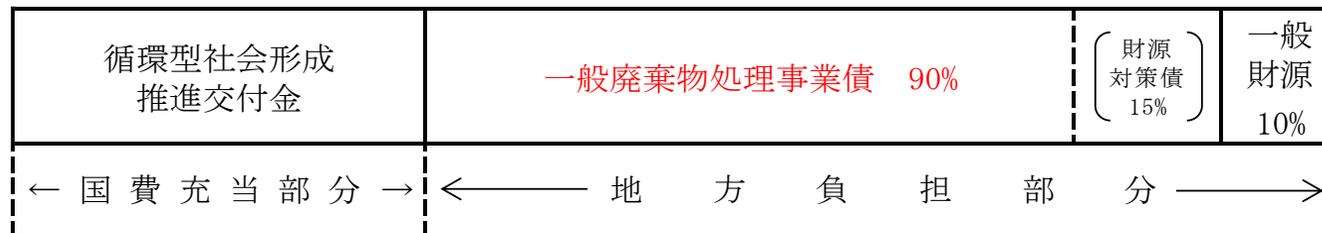
「地方債同意等基準運用要綱」は、同意等基準に基づく手続のうち協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定しているもの

地方債充当率について

○地方債充当率(告示)

地方財政法施行令第20条第4項において、地方債計画の内容を考慮して事業区分ごとに「**地方債充当率**」を定め、同意等基準と併せて公表することも総務大臣に義務づけられている。地方債充当率とは、「地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率」のことであり、イメージ図は以下のとおりである。

地方債充当率の一例（一般廃棄物処理施設国庫補助事業を例として）

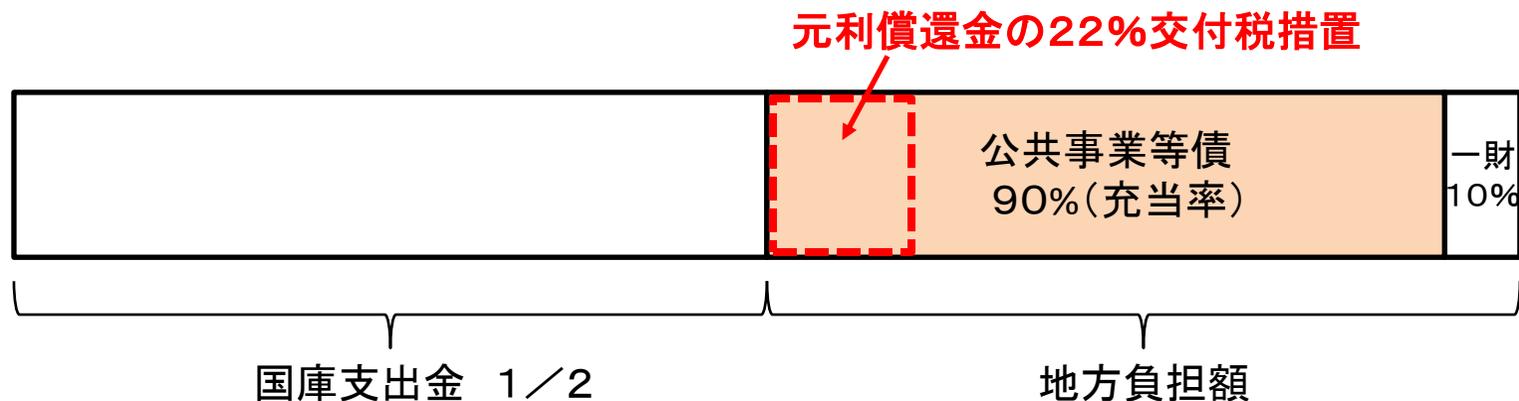


補足

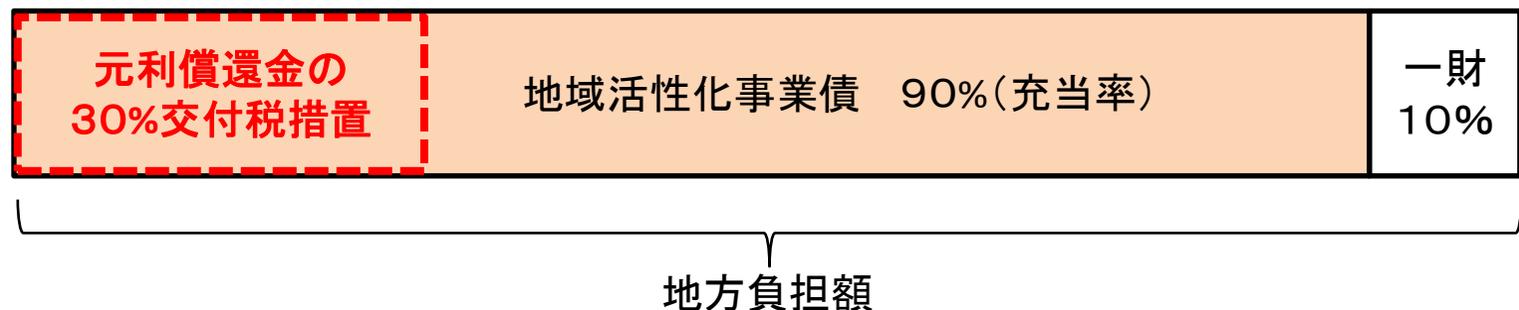
- ・上記のパーセンテージは、地方負担部分におけるものである。
- ・一般廃棄物処理事業債90%のうち、15%は財源対策債が充てられる。
- ・一般廃棄物処理事業債の元利償還金の50%相当分については、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入される。

地方債の充当率と交付税措置率

【補助事業の例】 公共事業等債(充当率90%)の場合、国庫支出金補助率は1/2



【単独事業の例】 地域活性化事業債(充当率90%)の場合



地方財政法施行令第20条第4項

(地方債計画等)

第二十条 1～3 略

4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率(地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。)を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

主な事業債の充当率・交付税措置率一覧

主な事業債		充当率	元利償還金に対する交付税措置率
公共事業等債	原則	90%	22%
	直轄ダム	90%	50%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		100%	50%
災害復旧事業債	補助・直轄(現年分)	公共土木施設等 100% 農林漁業施設等 90%	95%
	補助・直轄(過年分)	公共土木施設等 90% 農林漁業施設等 80%	95%
	単独	公共土木施設等 100% 農林漁業施設 65%	47.5~85.5%(財政力補正)
学校教育施設等整備事業債	補助(新增築)	90%	67%
	補助(大規模改造)	75%	30%
	単独(大規模改造)	75%	50%
	単独(その他)	75%	—
一般廃棄物処理事業債(し尿・ごみ処理施設)	補助(単独重点化含)	90%	50%
	単独(その他)	75%	30%
一般補助施設等整備事業債・一般事業債		75%	—
地域活性化事業債		90%	30%
合併特例債		95%	70%
緊急防災・減災事業債		100%	70%
公共施設等適正管理推進事業債	集約化・複合化	90%	50%
	長寿命化、転用等	90%	30~50%(財政力補正)
	市町村役場機能緊急保全	90%(交付税措置対象分75%)	30%
	除却	90%	—
脱炭素化推進事業債	再生可能エネルギー 公共施設等のZEB化	90%	50%
	省エネルギー改修 LED照明導入	90%	30~50%(財政力補正)
	電動車の導入	90%	30%
	新築・増築・改築	90%	30%
こども・子育て支援事業	改修	90%	50%
	補助	90%	—
デジタル活用推進事業債	単独	90%	50%
	緊急自然災害防止対策事業債	100%	70%
緊急浚渫推進事業債		100%	70%
辺地対策事業債		100%	80%
過疎対策事業債		100%	70%

財源対策債を含む事業に係る充当率の内訳

地方債計画上の 事業区分	対象事業等	充当率	
		うち 本来分	うち 財対分
公共事業等	<原則>	50	40
	<例外> 高速自動車国道建設事業	90	0
	被災市街地復興特別事業		
	各種災害関連事業のうち激甚災害対策、かんまん災害対策（現年分）、災害関連緊急および湛水防除（市町村分）に係るもの	80	10
	国営土地改良事業等の市町村負担金のうち平成22年度までに実施した事業に係る負担金相当額	30	60
学校教育施設等整備事業	・建物（国庫負担事業分） ・公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等	75	15
一般廃棄物処理事業	・補助事業（し尿処理施設・ごみ処理施設） ・重点化等事業		
地域活性化事業	平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業（「地域活性化事業取扱要領」（平成21年4月1日付け総行政第121号・総行情第50号・総行地第39号・総財地第102号）中第3に定める事業に限る。）であって、令和7年度以降引き続き実施することが必要なもの	75	15
		90	

地方債制度の変遷

平成18年4月

許可制から協議制に移行

平成10年5月
平成12年4月

「地方分権推進計画」の閣議決定
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率) 18%

協議	早期是正措置としての地財法許可	
	公債費負担適正化計画	

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化) 財政再生計画(財政再生)



平成24年4月

届出制の導入

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、**届出制を導入**

平成28年4月

地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、**地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化**(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化) 財政再生計画(財政再生)

※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

地方債の協議制度の仕組み

① 協議(地方財政法第5条の3第1項)

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、軽微な変更等を除き総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当(同条第7項)

地方公共団体は、協議において同意を得た地方債についてのみ公的資金を借り入れることができる。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入(同条第8項)

総務大臣等の同意を得た地方債の元利償還金は地方財政計画に算入される。

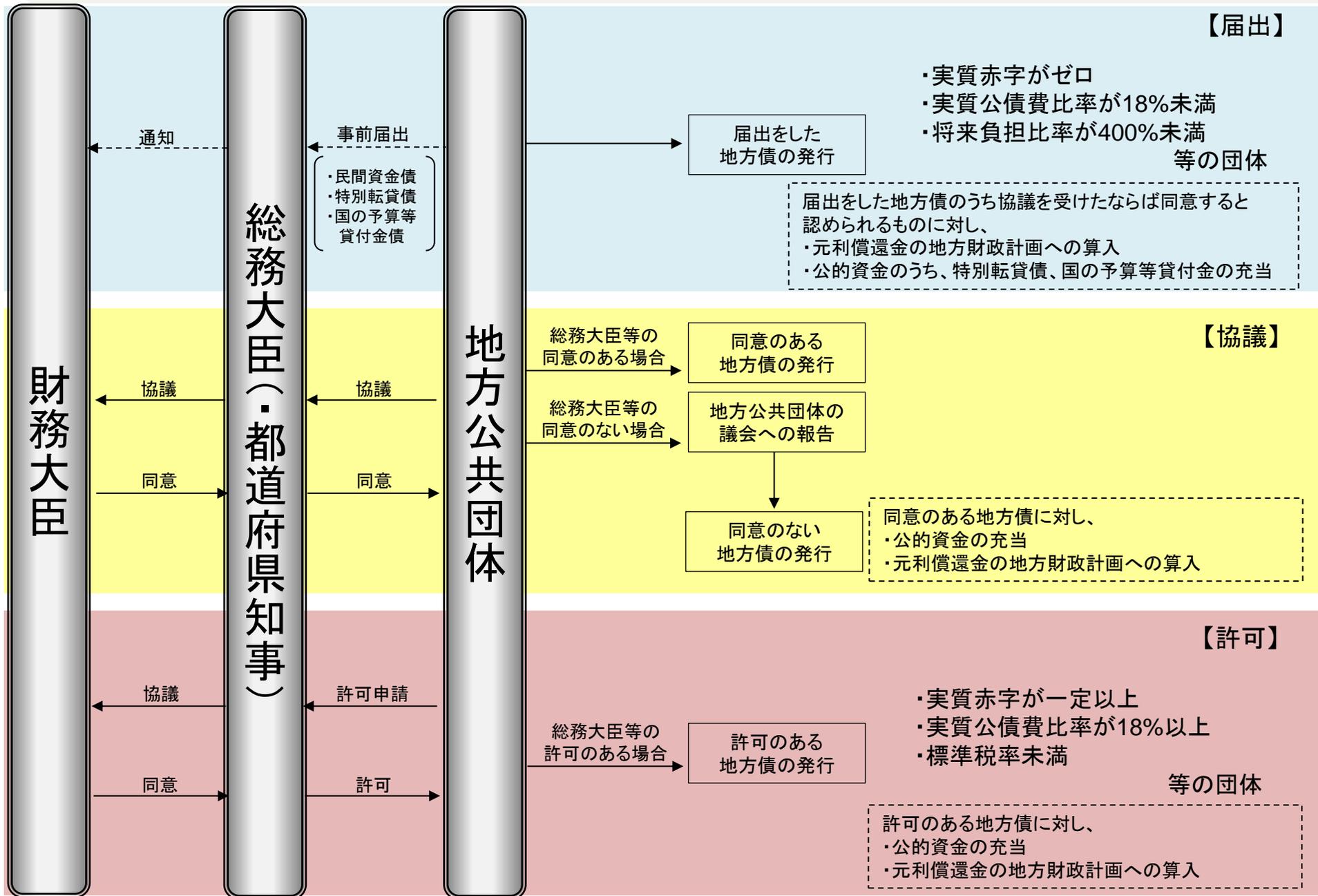
④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告(同条第9項)

総務大臣等の同意を得ないで地方債を発行する場合は、地方公共団体の長は、原則としてあらかじめ議会に報告しなければならない。

⑤ 同意基準及び地方債計画の作成・公表(同条第10項)

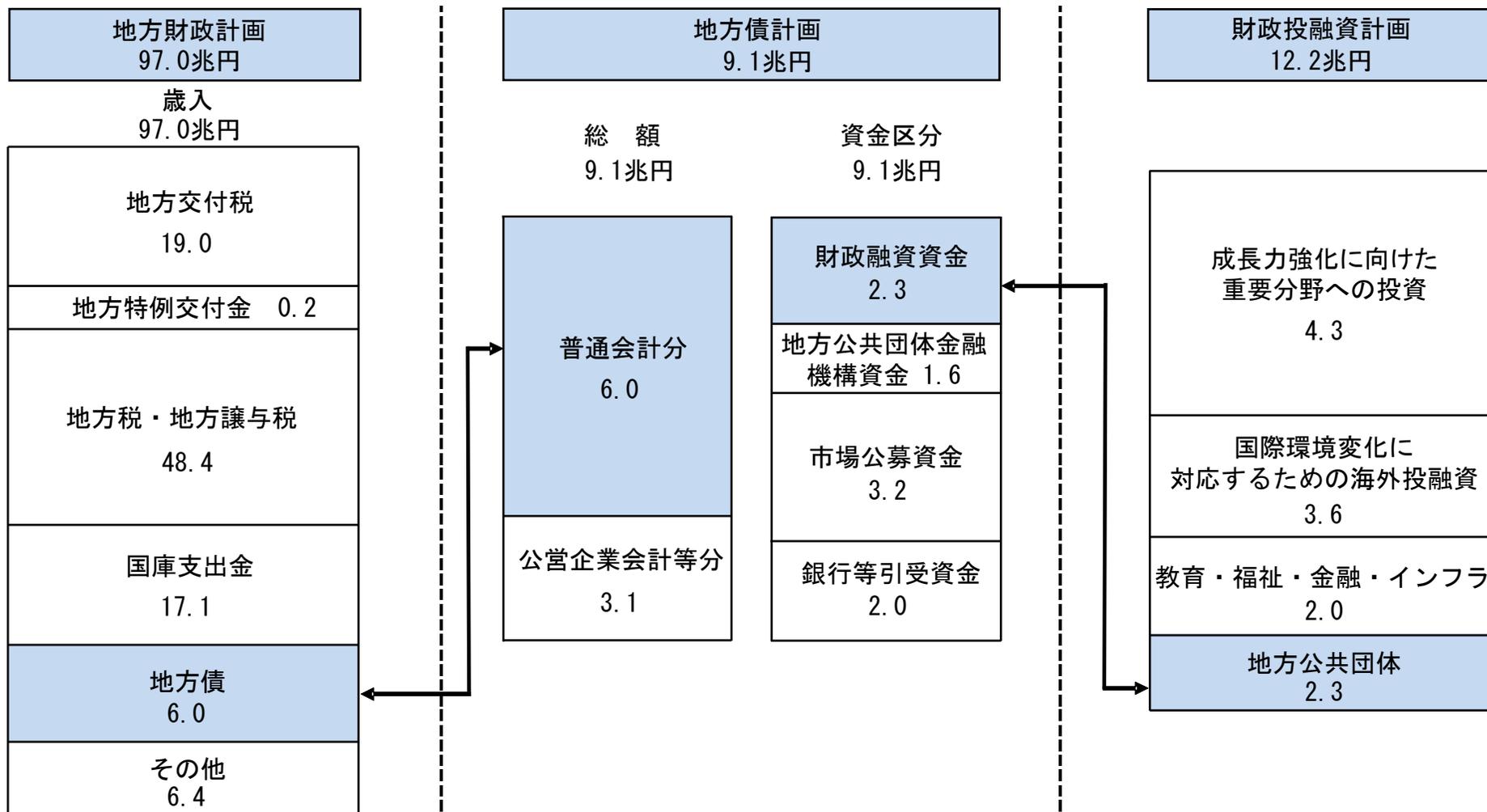
総務大臣は、協議における同意基準及び地方債計画等を作成し、公表する。

地方債起債手続きの概要



令和7年度地方債計画の概要

- 地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である（地方財政法第5条の3第10項）。
- 地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融资計画と相互に関連している。



※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

令和7年度地方債計画①（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2 公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3 災害復旧事業	1,127	1,119	8	0.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2) 社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4) 一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,625	26,845	△ 220	△ 0.8
(1) 一般	2,493	2,493	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220	3.5
(1) 辺地対策	590	570	20	3.5
(2) 過疎対策	5,900	5,700	200	3.5
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	58,118	57,068	1,050	1.8
二 公営企業債				
1 水道事業	7,339	6,356	983	15.5
2 工業用水道事業	420	392	28	7.1
3 交通事業	1,584	1,763	△ 179	△ 10.2
4 電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5 港湾整備事業	618	577	41	7.1
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	4,981	1,017	20.4
7 市場事業・と畜場事業	395	386	9	2.3
8 地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9 下水道事業	13,918	13,686	232	1.7
10 観光その他事業	107	100	7	7.0
計	31,985	29,772	2,213	7.4
合 計	90,103	86,840	3,263	3.8

（単位：億円、％）

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	皆減
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
総 計	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
内 訳	90,903	92,184	△ 1,281	△ 1.4
普通会計分	59,620	63,103	△ 3,483	△ 5.5
公営企業会計等分	31,283	29,081	2,202	7.6
資金区分				
公 的 資 金	38,761	39,408	△ 647	△ 1.6
財 政 融 資 資 金	22,688	23,252	△ 564	△ 2.4
地方公共団体金融機構資金	16,073	16,156	△ 83	△ 0.5
(国の予算等貸付金)	(176)	(350)	(△ 174)	(△ 49.7)
民 間 等 資 金	52,142	52,776	△ 634	△ 1.2
市 場 公 募	32,600	33,100	△ 500	△ 1.5
銀 行 等 引 受	19,542	19,676	△ 134	△ 0.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

（備 考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和7年度地方債計画②（東日本大震災分）

（単位：億円、％）

項 目		令和7年度 計画額 (A)	令和6年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一	般 会 計 債				
	公 営 住 宅 建 設 事 業	10	1	9	900.0
	災 害 復 旧 事 業	1	1	0	0.0
	一 般 単 独 事 業	1	1	0	0.0
	公 営 企 業 債				
	水 道 事 業	3	4	△ 1	△ 25.0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
	総 計	(1)	(1)	(0)	(0.0)
		15	7	8	114.3
内 訳	普 通 会 計 分	11	2	9	450.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	4	5	△ 1	△ 20.0
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	11	6	5	83.3
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	4	1	3	300.0
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備 考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和7年度地方債計画③（通常収支分と東日本大震災分の合計）

(単位：億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2 公営住宅建設事業	1,110	1,083	27	2.5
3 災害復旧事業	1,128	1,120	8	0.7
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2) 社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4) 一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	26,626	26,846	△ 220	△ 0.8
(1) 一般	2,494	2,494	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300	△ 34.2
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220	3.5
(1) 辺地対策	590	570	20	3.5
(2) 過疎対策	5,900	5,700	200	3.5
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	58,130	57,071	1,059	1.9
二 公営企業債				
1 水道事業	7,342	6,360	982	15.4
2 工業用水道事業	420	392	28	7.1
3 交通事業	1,584	1,763	△ 179	△ 10.2
4 電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5 港湾整備事業	618	577	41	7.1
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	4,981	1,017	20.4
7 市場事業・と畜場事業	395	386	9	2.3
8 地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9 下水道事業	13,918	13,686	232	1.7
10 観光その他事業	107	100	7	7.0
計	31,988	29,776	2,212	7.4
合 計	90,118	86,847	3,271	3.8

(単位：億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	皆減
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(177)	(351)	(△ 174)	(△ 49.6)
総 計	(177)	(351)	(△ 174)	(△ 49.6)
内 訳				
普通会計分	59,631	63,105	△ 3,474	△ 5.5
公営企業会計等分	31,287	29,086	2,201	7.6
資金区分				
公 的 資 金	38,776	39,415	△ 639	△ 1.6
財政融資資金	22,699	23,258	△ 559	△ 2.4
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	(177)	(351)	(△ 174)	(△ 49.6)
民間等資金	52,142	52,776	△ 634	△ 1.2
市場公募	32,600	33,100	△ 500	△ 1.5
銀行等引受	19,542	19,676	△ 134	△ 0.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。